

# 令和5年度事業計画書

社会福祉法人小田原市社会福祉協議会

## [基本方針]

少子高齢、小世帯化が急激に進む今日、生活様式の多様化により、様々な生活課題を抱えながらも住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、地域住民が支え合い、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていくことができる「地域共生社会」の実現が求められています。

こうした考え方を具体化するため、国では社会福祉法を改正し、これまでの制度・分野ごとの「縦割り」で整備されてきた公的なサービスだけではなく、様々な分野の専門職や関係機関、地域活動団体、ボランティア等が連携・協働して対応することを目指し「相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に展開する「重層的支援体制整備事業」が始まっています。この制度改革を受け小田原市においては、本格実施に向けた移行準備が進められ、令和5年度から取り組むこととなっていますが、本会がこれまで培ってきた地域づくりの実績や地域団体とのネットワークを生かしながら、小田原市と協力して重層的支援体制整備事業の推進に取り組んでまいります。

更に、令和5年度は「第4期小田原市地域福祉計画・地域福祉活動計画」が2年目を迎えます。

基本理念である「すべての人が安心して暮らせるまちづくり」を目指した活動を展開してまいります。

なお、これまでコロナ感染者を極力抑えるために感染症対策等の強化に努め、地域活動を抑制することもやむを得ないものとして対応に努めてきましたが、令和5年度は、コロナとの共存、ウィズコロナの社会を目指し、適切な感染対策を継続しつつ、新しい地域活動のあり方を築いていく第一歩として取り組んでまいります。

## [重点目標]

### 1 第4期地域福祉活動計画の推進・管理

本計画を推進するため、4つの基本目標と9つの行動計画を柱に取り組んでまいります。

基本理念「すべての人が安心して暮らせるまちづくり」 —地域づくりは みんなが参加—	
基本目標1 ～つながり、包み込む地域社会づくりを目指して～ 「重層的支援・権利擁護の推進」	(1) 多機関協働による包括的な支援体制の推進 (2) 権利擁護関係事業の充実
基本目標2 ～ともに支え合う地域社会づくりを目指して～ 「地域福祉の総合力の向上」	(3) 地区社会福祉協議会活動の充実 (4) 持続可能な活動のための担い手・財源創出 (5) 福祉施設・団体などとの連携促進
基本目標3 ～安心して、心身ともに豊かに暮らせる地域社会づくりを目指して～ 「相互理解と社会参加の推進」	(6) 社会参加しやすい環境づくりの推進 (7) 介護予防・健康づくりの推進 (8) 広報活動の充実
基本目標4 ～災害を軽減する地域社会づくりを目指して～ 「大規模災害への対応」	(9) 災害時の地域支援体制の整備

## 2 会員の加入促進に向けた取り組みの推進

自主性のある運営と事業推進を図るためには、財政基盤の安定化が不可欠であり、住民に対して会員となることの意義や会費の目的・用途等を「社協おだわら」等により積極的に周知し、加入促進に向けた取り組みを強化していきます。

また、市社協及び地区社協の重要な活動財源であることから、より理解を得られるよう市民及び企業等に向けた情報発信を行います。

## 3 市内26地区社会福祉協議会の支援及び連携強化

地域福祉を進めるためのネットワーク形成の「核」である地区社協に対して、各種活動等で把握した各地域の特性や課題を的確に踏まえたうえで、さまざまな場面での支援や連携を強化します。

## 4 支え合いの体制づくりの推進

要援護者に対する見守りを主な目的とする「きずなチーム活動」や地域住民のふれあいの場として拡充しつつある「サロン活動」、制度的な枠組みでは対応できない生活課題を住民が解決する「生活応援隊活動」など、地域における取り組みに対する支援を強化し、支え合いの体制づくりに努めます。

## 5 ボランティア活動の充実強化

地域の諸団体や行政と連携のうえ、相談、広報啓発、学習（育成）及び寄付（助成）といったボランティアセンター機能の充実強化を図るとともに、福祉ボランティアスクールをはじめとする各種講座の開催などの地域福祉活動計画に沿った事業を展開します。

## 6 介護保険制度等に基づく事業の適正な運営

介護保険法及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）に基づき、適正なサービスの提供や質の向上に努めます。

なお、介護保険法の改正により介護保険事業所での事業継続計画（BCP）の策定が義務付けられたことから、利用者が安心して利用できる体制を整備していきます。

## 7 総合相談体制の推進

制度の狭間の問題を解消し、社会的孤立を防ぎ、地域住民のあらゆる生活課題を受け止める体制をつくり、生活課題の予防、早期発見・早期解決など多様な担い手との協働により生活支援の強化に努めます。

総合的な相談支援体制を強化し、アウトリーチ（※）を通じた問題発見と自立に向けた伴走、関係機関等との支援サービスの調整、地域活動団体等と協調した地域資源の活用などに取り組んでいきます。

## 8 成年後見制度利用促進に向けての体制づくり

必要な人が安心して利用できるよう成年後見制度の利用促進に向け「おだわら成年後見支援センター」を市及び法律専門職等と連携し進めていくとともに、市民後見人養成研修を開催いたします。

各事務事業において、地域福祉活動計画に位置付けられているものについては、計画の基本目標及び行動計画の番号を記入しました。(例：【計 基 1-(1)】…基本目標 1、行動計画(1))

[主な事業]

1 組織体制及び活動の強化…【計 基 2-(3)、(4)、(5)、基 3-(8)】

地域福祉の中心的組織としての機能を発揮するため、組織体制を強化し、事業運営を円滑に推進します。

事業名	概要等
(1) 法人運営関係会議	① 役員幹部会 … 年 5 回開催 ② 理事会 … 年 5 回開催 ③ 評議員会 … 年 3 回開催 (うち、定時評議員会 1 回) ④ 監事会 … 年 2 回開催 ⑤ 評議員選任・解任委員会 … 適宜
(2) 地区社協関係会議	① 地区社協会長会議 … 年 3 回開催 ② 地区社協広報担当者連絡会 … 年 1 回開催
(3) 運営委員会	① ボランティアセンター運営委員会 … 年 1 回開催 ボランティアセンターの事業である寄託金品の取扱いや、その他の目的を達成するために必要な事業の適正な運営を図るために開催 ② 交通遺児援護基金運営委員会 … 年 1 回開催 支度金及び激励金交付の適正を期するために開催
(4) 研修・研究事業	役員等の資質を高めるとともに、市社協の事業等運営の充実及び強化を図るための研修会等を開催 ① 役員等研修会 (対象：理事・監事・評議員) ② 職員研修 ③ 地区社協及びボランティア研修等への積極的な職員の派遣
(5) ボランティア活動従事者の顕彰	ボランティア活動を 10 年以上行ってきた方が、その活動を停止したときに感謝状を贈呈
(6) 社会福祉法人・福祉施設との連携・協働の促進	地域福祉の発展強化を図るため、社会福祉法人や福祉施設との連携・協働を促進
(7) 財政基盤の安定化に向けた取り組みの推進	組織管理体制の充実と健全な事業運営等が確立できるよう、経営管理部会を開催 (年 3 回)
(8) 情報公開の総合的な推進	市民から福祉活動への理解、信頼や積極的な参加を得ることを目的に、情報公開を総合的に推進
(9) 第 4 期小田原市地域福祉活動計画進行管理	計画中の取組内容については、随時、点検をしながら計画の達成に必要な事務事業を実施

## 2 広報・啓発活動の推進…【計 基3-(8)】

市社協事業、地区社協活動やボランティア活動への取り組みが、より市民に理解され主体的な参加が得られるよう、広報紙「社協おだわら」の充実を図ります。また、市社協の活動や地域福祉に対する市民の関心が一層深められるよう、各種イベント・行事等への参加・協力を通じ、啓発活動の推進を図ります。

事業名	概要等
(1) 社協会費 PR 紙の発行	社協会費及び会員に関する情報発信を目的に PR 紙を年 1 回発行
(2) 広報編集委員会	広報紙「社協おだわら」のより一層の充実を図ることを目的に開催（年 8 回）
(3) 広報紙「社協おだわら」	年 4 回発行
(4) 共同募金運動 PR 紙	年 1 回発行
(5) 新年賀詞交歓会の開催	関係機関・団体等を一堂に会し、年頭の施策方針の発信及び顕彰式を開催
(6) ホームページやフェイスブックの管理と積極的な情報発信及び各種イベント・行事等の企画や参加・協力（随時）	

## 3 地区社会福祉協議会の育成・援助…【計 基2-(3)、(4)、3-(6)、(7)】

市内 26 地区社協が各々の地域の生活福祉課題を明確にし、地域住民が主体的に役割を担いながら課題解決に向けた活動が進められるよう、活動費の補助や各種の情報提供、研修の場づくりを進めます。また、地域福祉活動推進の中心的な担い手として、さまざまな団体・機関等との連携を推進するとともに、サロン活動の推進、地区社協活動を担う新しい人材の育成及び活動拠点整備の研究に引き続き取り組みます。

また、市社協の地区担当者を生活支援コーディネーター（生活支援体制整備事業コーディネーター業務）として位置づけ、両者の業務を一体的に取り組みながら、地域の高齢者を支える生活支援等のサービス提供体制の構築に取り組みます。

なお、引き続き新型コロナウイルス感染防止対策の実践をしていくとともに、感染状況に応じた柔軟な対応をしていきます。

事業名	概要等
(1) 活動交付金助成	地区社協に対して会費納入実績額に応じて助成 一般会費分：約 45%、特別及び賛助会費分：50%
(2) 地区社協ブロック別運営費の補助	近隣の地区社協が情報交換等を通して相互の連携を図るための連絡会等の開催経費補助
(3) 各種活動費の補助	地域安心見守り事業、世代間交流事業、地区情報紙発行事業、地域活動参加促進経費補助
(4) 共同募金協理事務費の交付	地区社協に対して募金実績額の 9% を交付
(5) サロン活動の推進	立ち上げ支援、運営費補助

(6) 三者合同研修会の開催	地域福祉活動の推進にあたり、地区自治会連合会長、地区民生委員児童委員協議会長、地区社会福祉協議会長の連携・連帯感をより強固なものとするための研修会
(7) 地域福祉コーディネーター養成研修会の開催	地域福祉を推進する人材や地区社協の運営を事務的に担う人材を幅広い分野から発掘・養成する研修会
(8) 新任地区社協会長研修会の開催	新任の地区社協会長等が地区社協の果たす役割や会長としての責務、また市社協との連携等について学ぶ研修会
(9) 地区社協活動関係者交流会の開催	地区社協活動について、多くの従事者（地区社協関係者）に理解を深めていただくことを目的とした研修会
(10) きずなチーム代表者連絡会の開催	見守りに重点を置いた活動の情報交換等を目的とした連絡会
(11) きずなチーム員研修会の開催	チーム員活動の充実と活性化を図り、住民同士がともに支え合う「互助の取組」に役立てていただくことを目的とした研修会
(12) きずなチーム地区別研修会の開催支援	地区単位で開催される研修会等への支援
(13) 地域福祉コーディネーター会の活動支援	地区で組織化された会に対する活動費補助
(14) 社協さんちの井戸端会議の開催	サロン、地域福祉コーディネーター会、生活応援隊活動実践者等による交流イベント
(15) その他、地区社協が開催する各種会議、行事等への職員の積極的な派遣	

#### 4 高齢者支援事業の推進…【計 基 3-(6)、(7)】

要介護等高齢者の日常生活を援助する一方、高齢者自らが行う生きがいを高めるための活動等に対して支援します。

事業名	概要等
(1) 小田原市老人クラブ連合会事業費助成及び運営協力	地域の高齢者がその生活を豊かなものにするために、ボランティアや健康づくり、レクリエーションなどの活動を進めている老人クラブ連合会の運営を支援
(2) 生きがいふれあいフェスティバルへの協力	世代を越えたふれあいと高齢者の生きがいづくりや社会参加の促進を目的としたイベントへの協力
(3) 小田原市いきいき健康事業の実施	高齢者の生活機能の維持・向上を図り、自立生活の助長及び要介護状態になることの予防を目的に26地区社協と共催
(4) 小田原市食の自立支援事業の実施（高齢者世帯分）	高齢者の栄養状態の改善や見守りを目的とした配食事業
(5) 小田原市アクティブシニア応援ポイント事業の実施	高齢者がボランティア活動を通して、社会参加や生きがいづくりに資することを目的とした事業
(6) 家族介護者支援事業の推進	介護を要する高齢者や障がい者を在宅で介護している家庭への支援を目的に、情報交換や意見交換等の場を提供する事業を支援
(7) 各種事業等を通じた地域包括支援センター、福祉施設等との連携推進	

## 5 児童福祉支援事業の推進…【計 基2-(4)、(5)】

児童・生徒の健やかな成長を促進するための支援事業を推進するとともに、福祉への理解を深め、人権の尊重や社会参加活動への意義等について広く学ぶ機会を提供します。また、児童・生徒にも市社協事業の運営に携わってもらえる場をつくり、参加する側の視点に立った魅力的な事業展開を目指します。

事業名	概要等
(1) 小田原市子ども会連絡協議会事業費助成	グループワーク、議場見学や消防署見学などを行うインリーダー研修会事業費の助成
(2) 交通遺児世帯支援事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支度金（小学校入学／中学校入学・卒業時／高等学校卒時）</li> <li>・激励金（小学校1～5年・中学校1,2年・高等学校1,2年の各学年の課程修了時、満年齢が6歳に満たない遺児を扶養する世帯）</li> <li>・祝い金（遺児が成人を迎えたとき）</li> <li>・支給品（小学校・中学校・高等学校等の在学者）</li> <li>・見舞金（交通遺児世帯として登録されたとき）</li> </ul>
(3) 西湘地区里親会事業費助成	里親会員研修・交流事業費の助成
(4) ひとり親家庭への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食糧支援</li> <li>・父子家庭児童へ図書カードを支給</li> </ul>
(5) 小田原市母子寡婦福祉会事業費助成	寡婦及び母子家庭の生活の安定や自立更生など、会員の福祉向上を目的に活動を進めている母子寡婦福祉会の事業費を助成
(6) 各種事業等を通じた学校との連携推進	

## 6 心身障がい者支援事業の推進…【計 基2-(5)】

障がい者の自立と社会参加を支援するとともに、各種団体が取り組む事業を側面から援助します。また、各種活動を通して、この分野における地域との連携強化を目指します。

事業名	概要等
(1) 小田原市食の自立支援事業の実施（心身障がい者世帯分）	障がい者の栄養状態の改善や見守りを目的とした配食事業
(2) 当事者団体等の活動支援	音楽会等交流事業費の助成
(3) 各種事業等を通じた福祉施設等との連携推進	

## 7 ボランティア活動の促進とコーディネーター機能の充実・強化

…【計 基2-(4)、基3-(6)、基4-(9)】

住民の社会参加意欲の高まりとともに、ますます注目、重要視される本活動について、ボランティアセンターを中心にさまざまな機会を通じて住民のニーズを積極的に把握し、活動に対する援助を行うことにより、誰もが気軽に参加、活動できる体制整備に努めます。

また、地域等で活動するボランティア育成のための各種講座、研修等の実施及び支援を行うとともにコーディネーター機能の充実・強化を図ります。

事業名	概要等
(1) ボランティア相談事業 と情報発信機能の充実	① 活動にかかわる各種相談や情報収集及び提供 ② ボランティア希望者の登録とニーズの調整
(2) ボランティアセンター 寄託金品等の受入れ	ボランティアグループ等の活動費の一部助成や福祉機器の購入を目的とした寄託金の設置、寄託品等の受入れ
(3) ボランティアグループ への育成支援	① 地区ボランティアクラブブロック別連絡会の実施及び連絡会開催費助成 ② 地区ボランティアクラブの育成 ③ ボランティアグループ等の活動費の助成
(4) 福祉教育の推進と学習 ・研修機会の提供	① 夏休み福祉体験学習の開催 ② 福祉ボランティアスクールの開催（「障がい児支援ボランティア講座」他・一部「おだわら市民学校」と連携） ③ 移動福祉教育「福祉体験出前講座」の推進（車イス介助法など）
(5) 福祉機器等貸出事業	介護者支援、福祉教育の啓発、地区における事業等の支援を目的に、福祉機器・行事用機材を貸出 福祉機器…車イス 行事用機材…着ぐるみ、かき氷機、綿菓子機、ポップコーン機、オーバーヘッドカメラ、簡易テント 講座用…車イス、高齢者疑似体験セット
(6) 各種イベントへの参加	精神保健福祉地域交流事業への参加及び負担金の支出
(7) 障がい児余暇活動支援事業	障がい児遊びのひろばの開催
(8) 市民福祉大学の開催	地域活動に主体的に取り組む機会として、学習・啓発の場となる講演会等を開催
(9) 災害ボランティアセンター 関連事業	災害ボランティアセンター設置運営マニュアルに基づく訓練や研修会の開催
(10) ボランティア活動保険 等加入手続支援	全国社会福祉協議会「ボランティア活動保険」等加入手続窓口の設置
(11) 障がい福祉施設物づくり 応援事業	障がい福祉施設名産品カタログ&マップ等の作成や配布
(12) 子どもの居場所づくり 連絡会	市内で子どもの居場所づくりに取り組む団体の情報交換の場と把握の場として連絡会を開催

## 8 生活支援事業の推進…【計 基2-(3)、(4)、3-(6)】

社会的に何らかの支援を必要とする方々に対して、地域で支えあう体制づくりを目指し、各種事業の展開に取り組みます。

事業名	概要等
(1) 生活応援隊（日常生活支援活動）	制度の狭間にある個別の生活支援や介護ニーズへ柔軟に対応することを目的とした住民相互の助け合い活動
(2) 地域共生社会推進事業	地域共生社会推進団体応援補助事業
(3) 活動交流拠点の体制整備	ふらっと城山の管理及び各ふらっとスペースの運営支援



## 9 介護サービスセンター事業の推進

利用者の心身の状況に応じ自立した日常生活が営まれるよう、介護保険法に基づく適切な居宅介護支援と訪問介護のサービスを提供するとともに、障がい児者に対しても障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスを提供します。

また、各制度の対象外となる部分でもサービスを必要としている者に対し、自主契約ホームヘルパー派遣サービスを提供します。

事業名	概要等
(1) 介護保険法に基づく事業	① 居宅介護支援事業 ・ケアプランの作成（介護予防プラン作成を含む） ・要介護認定等の代行申請、住宅改修理由書作成 ・保険者が実施する訪問調査への協力 ② 訪問介護事業 ・要介護者への身体介護、生活援助のホームヘルパー派遣 ③ 介護予防・日常生活支援総合事業 ・国基準の訪問サービス…要支援者等への身体介護、生活援助のホームヘルパー派遣 ・基準緩和型の訪問サービス…要支援者等への生活援助のホームヘルパー等の派遣
(2) 障害者総合支援法に基づく事業	① 障害福祉サービス ・居宅介護…障がい者（身体、知的、精神）、障がい児への身体介護、家事援助及び通院介助のホームヘルパー派遣 ・同行援護…視覚障がいにより移動に著しい困難を有する人への移動に必要な情報の提供、移動の援護等の外出支援 ② 地域生活支援事業 ・移動支援…屋外での移動が困難な障がいのある方に対する外出のための支援
(3) 自主契約ホームヘルパー派遣事業	介護保険事業や障害福祉サービス事業で対応できないサービスを提供
(4) 登録ホームヘルパー研修会の実施	資質向上を目的とした研修会の実施（年12回）
(5) 介護サービスセンター事業の適切な運営	国の動向や介護ニーズを踏まえて、法令遵守のうえ常に経営的な視点にたった事業の適切な運営

## 10 権利擁護関係事業の推進…【計 基1-(2)】

さまざまな立場の人の人権が侵害されず、その人に最もふさわしいサービスが提供されつづけるような社会になることを目指して、権利擁護の取り組みを推進します。

事業名	概要等
(1) 日常生活自立支援事業（小田原市あんしんセンター）の実施	日常生活を営むうえで十分な判断能力が無い認知症高齢者や知的及び精神障がい者などが、地域での自立した生活を送れるよう、ご本人との契約に基づき、福祉サービス利用援助（各種福祉関連情報提供、契約手続、利用手続など）や、それに伴う日常的な金銭管理サービスなどを提供する事業

(2) 法人後見事業の実施	認知症や知的・精神障がいなどにより、判断能力が著しく不十分な方などに代わって、市社協が後見人等として財産管理や身上保護を行う事業
(3) 成年後見制度利用促進に向けての体制づくり	成年後見制度の利用促進を目的とした中核機関「おだわら成年後見支援センター」について、法律専門職、行政、関係機関等との連携により運営
(4) 市民後見人養成事業の推進	成年後見制度の利用を必要とする方を身近な地域で支えるため、同制度の普及啓発及び市民後見人候補者の養成を目的とした研修を実施

### 1 1 経済的困窮世帯等への支援

事業名	概要等
(1) 生活福祉資金貸付事業	低所得者世帯及び療養や介護を要する高齢者・障がい者世帯等に対する支援として、制度に基づく必要な資金を貸付け
(2) 生活つなぎ資金貸付事業	生活保護の申請が受理されたものの、初回の保護費支給までの生計を維持することが困難な方に対する支援として、少額の資金を貸付け
(3) 生活困窮支援事業	緊急的に食糧が必要となる世帯等へ食糧品等の支援
(4) 法外援護事業	行旅困窮者へ旅費の支給 行旅病人へ医療費の支援

### 1 2 総合相談事業の推進（地域福祉活動の基盤づくり）…【計 基1-(1)】

市社協が実施する各種事業から受けた生活課題等の情報を事務局内で整理・共有し、個別に対応することだけでなく、地区社協等の住民活動、および専門職等とのネットワークからの地域生活課題の把握、問題解決の取り組み、また予防のための地域づくりなどを含め、社協特有の機能、特性を生かして展開していく体制を整えます。

事業名	概要等
(1) 各種事業窓口の連携強化	地区社協支援事業、ボランティアセンター事業、権利擁護関係事業、資金貸付事業、介護サービスセンター事業等の連携
(2) 福祉まるごと相談体制の推進	包括的支援・多機関協働業務及び地域福祉相談支援業務の受託に伴い配置した支援員及び地域福祉相談支援員が、多機関との協働で「多問題を抱える世帯」や「制度の狭間」などの問題解決に取り組む体制や地域づくりを推進 ①重層的支援会議及び支援会議の開催（適宜） ②テーマ型相談支援包括化推進会議の開催（適宜） ③ひきこもり家族支援事業の実施 ④多機関との連携構築に向けた研修会・事例検討会の開催 ⑤アウトリーチ（※）を通じた問題発見 ⑥地域資源の把握及び開発に向けた研究 ⑦生活支援コーディネーターと協働した地域福祉の推進 ⑧勤参加支援事業の実施

### 1 3 共同募金運動の活動推進

事業名	概要等
(1) 共同募金（赤い羽根募金・年末たすけあい募金）の実施	厚生労働大臣が告示する期間内に限って、あまねく行う寄付金の募集で「たすけあいの心」をつなぎ「住み慣れたまちで誰もが安心して暮らすこと」を目指した地域づくりを支えていく運動
(2) 年末たすけあい義援金の配分	社会福祉活動団体、地域福祉支援事業、生活困窮者支援事業など地域福祉に重点を置いた配分

### 1 4 コロナ禍での職員提案事業の検証等

事業名	概要等
(1) 令和2年度から実施した職員提案事業（啓発、支援活動等）の検証を行いながら、感染状況等に応じた柔軟な対応を継続	

### 1 5 各種関係団体事業への協力

事業名	概要等
(1) 社会を明るくする運動への参加協力	犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための運動に協力
(2) 小田原市遺族会運営費助成及び運営協力	相互扶助の精神を育み、戦没者遺族の生活を擁護するとともに、さらに進んで国家及び社会に奉仕することを目的に活動を進めている遺族会の運営を支援

### 1 6 その他の事業

事業名	概要等
(1) 災害見舞金の支給	火災等による被災世帯等へ神奈川県共同募金会の「たすけあい福祉資金」と合わせて支給
(2) 苦情解決体制の充実	各種福祉サービス等に対する苦情対応
(3) 市内社会福祉法人の評議員確保に向けた相談受付	市内の社会福祉法人に対して、適正な運営に必要な識見を有する人材に関する情報を提供
(4) 基金の有効活用	市民、法人及び団体等からの寄付金を積立て、原資から生じる利息を地域福祉事業等に活用 ①市民福祉基金 ②交通遺児援護基金
(5) 各種プロジェクト等への参画	行政や他の専門機関等が行う地域福祉の推進を目的としたプロジェクト等への参画

[受託団体・事業等一覧]

団体事務受託等	小田原市受託事業	神奈川県社会福祉協議会受託事業
(1) 共同募金会小田原市支会 (2) 小田原創友クラブ（小田原市老人クラブ連合会） (3) 小田原市遺族会 (4) 小田原市母子寡婦福祉会  (4団体)	(1) 小田原市食の自立支援事業 (2) 小田原市いきいき健康事業 (3) 小田原市アクティブシニア 応援ポイント事業 (4) 小田原市社会福祉センター 管理 (5) 包括的支援・多機関協働業務 (6) 生活支援体制整備事業コー ディネーター業務 (7) 地域福祉相談支援業務 (8) 成年後見制度中核機関運営 業務 (9) 参加支援事業  (9事業)	(1) 生活福祉資金貸付事業 (2) 日常生活自立支援事業 （小田原市あんしんセンター） (3) 介護に関する入門的研修事 業  (3事業)

※事業計画（p2、9）に記した“アウトリーチ”とは、「生活上の課題を抱えながら、自ら援助にアクセスできない個人や家族に対し、家庭や学校への訪問支援、当事者が出向きやすい場所での相談会の開催、地域におけるニーズ発見の場や関係づくりなどにより、支援につながるよう積極的に働きかける取組みのこと」です。